

魚津市水循環遺産登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の自然環境が形成する水循環に関連する物件を、魚津市水循環遺産として選定登録し、これを広く市民に発信し、周知することにより、市民が本市の特徴である水循環に関する愛着と誇りを持ち、水循環の風土と文化を後世に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水循環 山に降った雨や雪が、河川水や地下水となって海に注ぎ、海から蒸発した水が、再び雲となって山や海を潤す水の流れをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する人又は市内において事業活動その他の活動を行う団体をいう。
- (3) 所有者等 物件を所有する者又は管理する者若しくは故人の遺族をいう。

(登録)

第3条 市長は、水循環遺産候補の中から、水循環遺産を登録することができる。

- 2 市長は、前項の規定により選定した水循環遺産の所有者等に対し、魚津市水循環遺産登録証(様式第1号)を交付するものとする。ただし、水循環遺産の所有者等が存在しないときは、この限りでない。

(水循環遺産の選定基準)

第4条 水循環遺産とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 水循環に係る有形又は無形のもの
- (2) 市内に存在するもの。ただし、人物については、本市ゆかりの故人であるもの
- (3) 本市の水循環の風土若しくは文化を構成し、又はそれらを特色付けるもの
- (4) 水循環を活かした本市の魅力づくりに寄与するもの

(水循環遺産候補の募集)

第5条 水循環遺産の候補の募集は、公募又は市民若しくは事務局からの推薦により行う。

(魚津市水循環遺産選定委員会の設置)

第6条 市長は、水循環遺産の選定に当たり、選定の判定等に関する意見を聴くため、魚津市水循環遺産選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員は、次の各号に該当する者の中から市長が任命する。

- (1) 水循環の保全と活用に関する団体
- (2) 有識者

- 3 委員会の委員の定数は7名以内とし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

- 5 委員会は、本要綱の目的、水循環遺産の選定基準、調査報告書等を基に、選定の判定等について、意見を述べるものとする。

(所有者等の承諾)

第7条 市長は、水循環遺産を選定するときは、あらかじめ、その所有者等から、書面により承諾を得なければならない。ただし、水循環遺産の所有者等が存在しないときは、この限りでない。

(登録の廃止)

第8条 市長は、水循環遺産の所有者等の申出等により、水循環遺産の登録を廃止することができる。

(保全等への支援)

第9条 市長は、登録した水循環遺産の保全等のために、必要な支援を行うことができる。

(事務局)

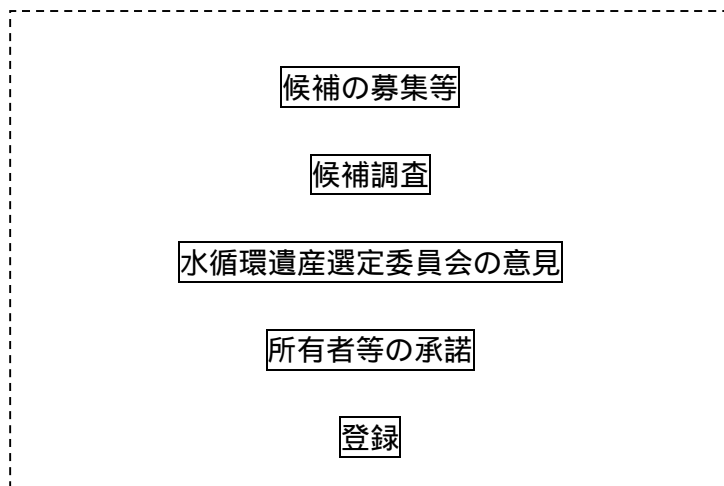
第10条 この要綱に関する事務を行うための事務局は、企画政策課に置く。

2 事務局は、水循環遺産の候補について調査を行い、必要な情報を収集する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(参考) 魚津市水循環遺産登録制度の流れの概要



様式第 1 号（第 3 条関係）

魚津市水循環遺産登録証

（魚津市水循環遺産の名称）

市民が誇るべき風土、文化として後世へ継承するため、
魚津市水循環遺産に登録する。

年 月 日

魚津市長